

令和7年度 世羅町立せらにし小学校 生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標の達成をめざし、児童が安全で安心して自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(目的)

第2条 集団生活を営む上で、ルールの大切さや守る義務について理解させ、児童が互いに安全で安心した学校生活を送るために必要な事項を定める。

(服装)

第3条 衛生的で整った身だしなみに気を付けさせ、健康で安全な学校生活を送ることができるようにさせる。

(1) 服装について

- 本校規定の制服を着用する。

- ・上着.....イートン型（男女兼用） 紺色 ダブル
- ・ズボン.....紺色（長ズボン、半ズボン）
- ・スカート.....プリーツ型
- ・シャツ.....ポロシャツ（白、襟付）
 カッターシャツ（白）
 丸襟ブラウス（白）



- ・靴下.....白・紺・黒（一色だけの靴下とする。）（男女兼用）
 ※ワンプoint可 ※スニーカー用（くるぶしソックス）は不可
 ・靴.....体育の授業に差し支えないもの
 ・ベスト、セーター.....紺色のスクール用

○10月～5月の期間は冬の服装、6月～9月は夏の服装を基本とする。6月と10月の前後1週間を衣替えの移行期間とし、気候や体調に合わせた服装にする。

○冬季に向けての服装は、次の順の通りとする。

半袖シャツ→長袖シャツ→上着→上着の下にベストまたはセーター→防寒着

○寒い時、通学途中に、ウィンドブレーカー上下などの防寒具の着用をしてもよい。（華美にならないように）ただし、学校に着いたら、防寒着は脱ぐこととする。

○女子は、スカートまたはズボンを着用する。

○体調が悪い日など、限定的・一時的に、スカートに代えて学校指定の体育用ジャージを着用してもよい。

○スカートの下には、スカートからはみ出さないようにすれば、下ばき用パンツ（スパッツ等）を着用してもよい。（体育授業用のハーフパンツは不可）

○冬季などの寒い時は、タイツやレギンスを着用してもよい。ただし色は無地の黒または紺とし、体育の学習など、体操服を着て学習する時は脱ぐ。

○転入してきた場合は、買い替えるときに本校指定のものにする。

○名札を着用する。

1年：青 2年：緑 3年：黄 4年：赤 5年：ピンク 6年：白

(令和7年度入学児童：青)

(2) 体操服について

○通常時は、体操シャツ・クォーターパンツ（半袖・半ズボン）を着用する。

※体操服上下とも名前の刺繍は不要。（体操服の裏側に記名する。）

○冬季は、学校指定の上下ジャージ（長袖・長ズボン）を積極的に着用する。

○赤白帽子（あごひもを付ける。）

(3) 上履きについて

○校舎内では、市販のスクールシューズを着用する。

・4年生以上の児童は、買い替え時から中学校仕様のシューズを着用してもよい。

※低学年時については、保育所で着用していた型のものを使用してもよい。

※キャラクター入りのものは使用しない。

○体育館では、体育館専用のシューズを着用する。

・ネイビーライン または レッドライン

※世羅西中学校の体育館シューズに準ずる。

月星シューズ

14.0～28.0cm バイオテフ01

20.0～31.0cm ジムスター10

(4) 給食着について

家庭で用意したものを使用する。

(5) 水着について

○紺色のスクール水着を使用する。

※許可する水着 セパレート水着、競泳水着、ラッシュガード

許可しない水着 スカート水着、長袖・長ズボンの水着

○学年で決められた色の水泳帽を着用する。

1年：青 2年：緑 3年：黄 4年：赤 5年：ピンク 6年：白

(令和7年度入学児童：青)

※健康、その他の特別な理由により、上記規定以外の服装を必要とする場合は届け出て許可を得ること。

(頭髪)

第4条 清潔かつ自然な髪型にし、学習活動や運動等の教育活動の妨げにならないようにする。

○男子は、剃り込み、ツーブロックなど流行の髪型や極端に長い（または短い）部分のある髪型は避ける。女子は、髪が肩まで届く長さであればゴムなどでくくり、ゴムやピンは必要以上につけない。（飾りのない黒・茶・紺など地味な色のヘアピンやゴムにする。）

○毛染め・パーマ・整髪料などが気になる児童には、特別な事情を除き保護者へ連絡する。

(不要物・持ち物等)

第5条 学校には、教科書・学習品等、学校生活に必要なもの以外は持ってこない。違反があった場合、学校で預かり参観日等で保護者に返す。また、特別な指導を行う場合もある。

(1) 自分の持ち物には、必ず記名をする。

(2) 筆箱の形は入学時に購入した箱型を基本とし、原則、卒業まで使用する。買い替える場合は、第5学年より袋型の筆箱でもよいこととする。缶のペンケースは使用しない。中身はいずれの場合にも、次の物を基本とする。

○鉛筆5本ぐらい

(上に消しゴムの付いていないもの)

(模様やキャラクターの付いていない、1色か2色のもの)

(キャップは使わない。ただし、消しゴム付き補助軸は可。銀色等の地味な一色で、模様のないものに限る。)

○赤・青鉛筆 (第5学年から 赤・青ボールペン可)

○消しゴム (白色)、ものさし、名前ペン

○ノート (担任から指示されたもの。キャラクター入りなどの華美なものは避ける。)

○下敷・筆箱 (華美でないもの)

(筆箱は、なるべく鉛筆さしのあるもの。)

※学校に持ってくる物は、においや飾りのないシンプルな物にする。

※三角定規、分度器、コンパス、のり、はさみは、袋または箱に入れて、学校に置いておく。(必要に応じて持って帰る。)

のりは、キャラクターやにおいが付いていないものとする。

※色鉛筆・クーピーセットは、筆箱に入れず別の入れ物に入れる。

(3) 持ってきてはいけない物

○必要以上の鉛筆や消しゴム

・蛍光ペン ・三色ボールペン ・シャープペンシル

・鉛筆削り (クーピーに付いている物は別) ・付箋紙

・カッターナイフ (必要があれば担任が連絡する。)

・匂いや飾りの付いた物

・おみくじ鉛筆 ・バトル鉛筆 ・練り消しゴムやペン型消しゴムなど

○おかし、カード、おもちゃ、ミュージックプレイヤー、ゲームソフト、シール

○手紙、メッセージカード、交換日記

○必要のないお金

○ランドセルに、キーホルダーやシールは付けない。(お守りはよい。)

○携帯電話、スマートフォンは持って来ない。

(4) その他

○夏は、水筒にお茶を入れて持ってきてもよい。(氷は入れない。)

○冬は、体調に応じてぎぶとんを持ってきてもよい。

○カイロは持ってきてもよいが、ポケットから出したり投げたりしてはいけない。

- (5) 集金を持参している日の朝は、集金袋を担当に手渡す。その際、袋に入った金額を本人が確認し提出する。出された集金袋については、担当が名簿に必ず○をする。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第6条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規定を定める。なお、登下校の時刻は年度により変更の可能性がある。

(1) 始業時刻は、8時10分

(2) 下校時刻は、月・水(15時下校)、火・木(15時30分下校)、金(14時40分下校)

(3) 欠席および遅刻の場合、7時30分から8時00分までに、保護者が欠席・遅刻の理由を学校に連絡する。

(4) 早退の場合、事前に分かっている場合は、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法(送迎する人や下校手段等)を学校に連絡する。

(5) 児童の安全を考慮し、7時45分より前に登校しない。また、登校したら、原則校外には出ない。

(6) 3日以上欠席が続く場合には家庭訪問をしたり、来校してもらったりして家庭との連携を図る。

(7) 8時20分までに欠席連絡の入っていない児童の欠席がある場合は、速やかに担任は職員室に連絡を入れる。受けた者は、担任の代わりに速やかに当該家庭に連絡をとる。

(8) 児童が早退する場合は、養護教諭又は担任が、校長(校長が不在の時は教頭)に、その旨を報告し了解を得る。

(登下校)

第7条 交通ルールとマナーを守り、安全に十分注意して登校する。交通朝会等で登下校を振り返り、改善を図る。改善が見られないときは、個別指導を行ったり、保護者の協力を得たりしながら指導を続ける。

(1) 通学路を守って、登校班ごとに右側を1列で歩いて登下校する。

(2) 歩道があるところは歩道を歩き、寄り道をしないで登下校する。

(3) 家の都合で一斉下校より早く下校する場合は、その旨を学校に連絡する。また、家の車で下校する場合は、バス通学者と同じ経路で駐車場まで歩いて移動し、駐車場で乗車する。道路では、乗車・降車をしない。駐車場では、バスの旋回のじゃまにならない

いように中央部分を避けて駐車する。

(4) バス通学の児童は、登校後職員室に寄り、下校時のバス利用の確認を必ず行う。

(5) 金銭等を拾得した場合は、学校に来て教頭に預けるか警察に届ける。

(校内の生活)

第8条

(1) 朝の準備

登校したら学習の準備をする。靴そろえ・挨拶・学習用具の整頓の仕方を規定し、速やかに学習に取り組む態度を育む。改善が見られないときは、個別指導を行い、徹底を図る。

(2) 学習規律

授業では自己の力を伸ばすため、持ち物や学習規律について規定し、基礎学力の徹底を図る。毎日の自己の振り返りや担任による指導で定着を図るが、定着の難しい児童には個別指導、保護者との連携を行っていく。

①次の授業の準備をしてから休憩をする。

②授業開始時刻に号令がかけられるようにする。

③みんなに聞こえる声で話す。

④「はい。」と返事をする。

⑤話している人の方を向いて、内容を考えながら相手の話を聴く。

⑥鉛筆の持ち方に気を付けて書く。

⑦ノートに手を添え、下敷きを使用する。

(3) 特別教室の使い方

児童の安全と施設の正しい使い方を身に付けさせるため、特別教室の使い方を規定する。当該年度の最初に使用するときには指導を行う。勝手に使用したり、誤った使い方をしたりした児童には個別指導を行う。また、全体指導も併せて行い、再発を防ぐ。

(4) 理科室・音楽室・図工室・体育館への行き方

☆ろう下へ2列に並ぶ。⇒ 右側を歩く。

背の順番に並び、欠席している人の場所は空けておく。

隣の人がいるかどうか意識する。

(1・2年生と一緒にいる場合は、1・2年生が先に行く。)

学年全員が揃って移動する。

※体育館移動のときは、3・4・5・6年生は、中央階段を通る。

(5) 体育館の出入りの仕方

☆入る時

入り口でシューズをぬぐ。 ⇒ シューズを手を持ち、シューズボックスの前まで行く。 ⇒ 体育館シューズを取り出す。 ⇒ 手に持ち体育館内へ行く。 ⇒ 並ぶ場所まで行ってからシューズをはく。

☆出る時

先生の指示を受けてから行動する。

低学年が先に行く。

学年全員が揃ってから移動する。

※体育館からの出入りの仕方について、共通理解する。

みんなで気を付けて けがのない 学校をつくろう！！

(6) 休憩時間

安全に楽しく遊ぶために、休憩時間の遊び方について規定する。決まりを守れない児童には、担任と生徒指導部が連携して指導にあたる。繰り返し守れない場合は、生徒指導部で協議し、禁止措置等をとる。

- ①休憩時間に特別教室や体育館に勝手に入らない。
- ②雨の日は、工夫して過ごす。
- ③遊具の近くで、ボールを使って遊んだり、「おにごっこ」をしたりしない。
- ④校外にボールが出た時は取りに行かない。すぐに近くの先生に伝える。
- ⑤使ったボールや一輪車は責任をもって片付ける。
- ⑥校内放送は、静かに聞く。
- ⑦教室、廊下、階段を走らない。
- ⑧廊下等、安全に配慮して右側を通行する。

(7) 給食

自分の健康を考えながら楽しく食事ができるように、給食の服装・準備・後片付け・マナーについて規定する。年度当初に学級指導を行い、適宜全校・学級・個別指導を行う。規定が守れない児童については担任と健康体力部が連携して指導を行う。また、保護者と連携し、協力を仰ぐ。

- ①当番は、手洗い ⇒ 着がえ（机ふき係は、机をふく。）⇒ 食缶等を取りに行く。
- ②他の人は、当番から「取りに来てください。」という合図があるまでは、椅子に座って待つ。
- ③合図があったら ⇒ 順番に『おぼん』を取る。 ⇒ ご飯・おかず・牛乳を取る。
- ④ 全て受け取ったら、席に着いて『がっしょう』をするまで静かに待つ。
- ⑤ 「がっしょう」の後、マスクを外して黙って食べる。
- ⑥ 食事中、放送が始まったら、放送を聞く。放送中は立ち歩かない。
- ⑦ 食べ終わったら、食器を片付ける。 ⇒ 食べ残しは、それぞれの食缶に入れる。

⇒ ごみは分別する。

⑧規定の時間に『ごちそうさま』をする。

食事終了後であれば、規定の時間までに食器を返却してもよい。その後は、読書などをして、静かに待つ。

⑨当番は、食缶等を返しに行く。⇒ 役割を決めて運ぶ。⇒ 右側を歩く。

(8) 掃除

自分たちの学校の美化に取り組ませるため、掃除について規定を設ける。各担当が掃除時間に見回り、清掃指導を行う。また、掃除終了後に振り返りを行い、意欲と目標をもって掃除ができる児童を育成する。取組に課題のある児童については、掃除場所担当・担任・生徒指導部が連携して、個別指導を行う。

①掃除は、学校の環境を整える学習活動の一つとして取り組む。

②時間いっぱい掃除をする。(反省会を含む。)

③黙って掃除を行う。

(9) 保健室

体調がすぐれない場合、保健室を利用することができる。利用時間は、1時間程度として、体調の回復が見込めない時は、学校から保護者に連絡をする。度重なる保健室の利用の場合、保護者に連絡をし、医療機関への受診をすすめる。

(10) 職員室への出入りについて

①部屋に入る時は「失礼します。」と言ったあと、「〇年生の〇〇です。〇〇先生に用事がありました。」「〇〇をしに来ました。」など、用件を言ってから入室する。

②用件がすんだら「失礼しました。」と言って、速やかに出ていく。また、用事がない場合は職員室には入らない。

③職員室に置いてあるものを勝手にさわったり、見たりしない。

(11) バスに乗る時のきまり

○バスの発車時刻に間に合うように、決められた時刻にはバス停に着くようにする。

○欠席・遅刻の場合は、必ずバスの運転手に連絡をする。

○バス停でバスを待つ時には、道路にはみ出さないようにする。

○バスの中では決まった席に座る。

○シートベルトを必ずする。

○バスが動いている時に、席を立たない。

○バスの中では、大声を出さない。

○バスの窓から顔や手を出さない。

○バスが止まってから、降りる準備をする。

○バスが発車してから、左右をよく確かめて道路を渡る。

○運転手さんの注意をよく聞く。

○気分が悪くなったら、すぐに運転手さんに言う。

(12) その他

その他以下のことを規定する。

- ① 学校内の施設設備を破損した場合や発見した時は、職員室に届け出る。

次のように故意に行ったと判断される場合は、実費で弁償したり、関係機関と連携したりする。

- ・壊した物の方に向かって意図的に物を投げた。
- ・意図的に叩いたり、落としたりした。

- ② 校外で行われる学校の教育活動（遠足・社会見学・修学旅行を含む校外活動など）においても、この規定通りとする。

- ③ 卒業生や部外者の学校内への無断立入りは禁止する。用事のある場合は、職員室（教頭）へ連絡する。学校の敷地内に入り、指導したにも関わらず、校外に移動しない場合、関係機関と連携する。

- ④ 犯罪行為として認められる場合は、警察に通報し、警察や保護者と連携する。

第3章 校外生活に関すること

この章は、保護者責任の観点から、その指導内容も記載する。

本章の内容は、学校・家庭・関係機関・警察等と連携を取り、指導する。

(遊び)

第9条 校外でも安全な生活を送るために、遊ぶときのルールを守るよう決まりを定め、学期始め・学期末に一斉指導を行う。また、適時個別指導・一斉指導を行う。ルールを守れないなどの課題がある児童については、家庭と連携し協力を得ながら個別指導を継続する。

- (1) 外出する時は、「行き先」「帰る時刻」を家の人に伝えて出かける。

- (2) 夏季は18時00分、冬季（11月～2月）は17時00分になったら帰宅する。

※冬季は、17時00分になっていなくても、辺りが暗くなる前には帰宅する。

- (3) 子どもだけの時は、友達の家の中で遊ばない。

- (4) 友達から物をもらったり友達に物をあげたりしない。交換もしない。

- (5) 校区外へ子どもだけで行かない。

- (6) 危険な遊びや人に迷惑をかける遊びはしない。

（エアガン、火遊び、海や川での遊び等）

- (7) 子どもだけで、飲食店で食事をしない。

- (8) 子どもだけの時には、屋外でお菓子を食べない。

- (9) 夜間は、遊びに行かない。子どもだけで18時以後、用のない限り外出をしない。

また、子どもだけで外泊をしない。

- (10) 小学校を含む公共施設は、許可を得てマナーよく使用する。

- (11) 知らない人(不審者)に声をかけられても、絶対についていかない。

- (12) ゲームは、保護者と対象年齢を確認する。

（交通安全）

第10条 交通ルールを守り、安全な歩行や自転車の乗り方には十分気を付ける。適時個別指導・一斉指導を行う。交通安全については、警察署と連携し、年1回以上の交通安全教室を実施して意識を高める。ルールを守れないなどの課題がある児童については、家庭と連携し協力を得ながら個別指導を継続する。

（自転車の乗り方）

- （1）1、2年生は原則として公道に出ない範囲で、3年生以上は旧校区の範囲内で乗る。
5、6年生については、保護者に行き先を告げて了解を得た場合につき、せらにし小学校区内で乗る。
- （2）自転車を利用する場合は、事前に自転車の安全点検をする。
 - ・ブレーキ、タイヤの空気圧、サドルの高低、ベルの音、ライト、スタンド、チェーンの張りなど、自転車点検で不備のところは直して乗る。自転車点検を受けていない場合は、必ず受けてから自転車に乗る。
- （3）自転車の安全な乗り方を守る。
 - ・二人乗りはしない。
 - ・道路の左端を走る。
 - ・飛び出しはしない。
 - ・ヘルメットを着用して乗る。
 - ・信号を守り、左右の確認をする。カーブではスピードをゆるめる。
- （4）自転車で外出する場合は、事前に行き先を必ず保護者に知らせる。
事故等に遭わないように、以上のことを各家庭で徹底するよう連携する。

（防犯）

第11条 自分の命や社会のルールを守り、安全な生活を送るように、適時個別指導・一斉指導を行う。警察署と連携し、年1回以上の防犯教室等を実施して意識を高める。ルールを守れないなどの課題がある児童については、家庭と連携し協力を得ながら個別指導を継続する。

（虐待やネグレクト（育児放棄））

第12条 保護者に虐待やネグレクトが疑われる場合は、学校から関係機関に通報する。

第4章 特別な指導に関すること

（生徒指導の充実）

第13条 教職員が、生徒指導の三機能を生かした生徒指導を充実し、問題行動等を未然に防止できるような積極的な生徒指導を行う。

- （1）自己存在感の育成
- （2）自己決定の場を与える。
- （3）共感的人間関係の育成

（特別な指導を実施するにあたって）

第14条 特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

- （1）特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童・保護者・教職員に伝える。
- （2）特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止の為の具体的な約束や展望をもたせる。また、この機会に学力の補充を行う。
- （3）特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。
- （4）法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、指導を繰り返す場合は、町教委・警察・家庭教育センターなどの諸機関と連携をとる。
- （5）反省指導は、目的を明確にして短期間で行う。また、児童の発達の段階も考慮して効果的に行う。

（問題行動への特別な指導）

第15条 次の問題を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- （1）法令・法規に違反する行為
 - ①飲酒・喫煙
 - ②暴力・威圧・強要行為
 - ③建造物・器物破損
 - ④窃盗・万引き
 - ⑤火気の使用
 - ⑥薬物の乱用
 - ⑦交通違反
 - ⑧刃物等所持
 - ⑨いじめに関係している場合
 - ⑩携帯電話やインターネットにより他人を誹謗中傷したり不正な利用をしたりした場合
 - ⑪登校後の無断外出・早退
 - ⑫家出及び深夜徘徊
 - ⑬その他法令・法規に違反する行為

- (2) 本校の「学校のきまり」等に違反する行為
- (3) 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
- (4) その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(反省指導の方法)

第16条 特別な指導のうち、本校の定める反省指導の段階は次の通りとする。

第1段階－本人への説諭、事実・反省・決意の文章の作成および保護者への連絡

第2段階－第1段階の指導を踏まえた保護者との面談

第3段階－第2段階の指導を踏まえた学校からの懲戒(別室反省指導・授業反省指導等)

段階指導の途中で問題行動を起こした場合は、次の段階の指導を行う。

(反省指導の実施)

第17条 反省指導は、原則として登校させて別室で行う別室反省指導と、保護者参観による通常の学校生活(授業等)で行う授業反省指導の2段階とする。

- (1) 反省期間中にあるテスト等は、別室で行う。
- (2) 反省期間中にある学校行事や町内諸行事への参加は、別途協議する。
- (3) 授業中および家庭での過ごし方を日誌につけ、学校、保護者が連携をする。
- (4) 保護者参観による授業観察指導改善が見られない児童には、該当児童の保護者を含めPTAによる授業観察を行う。

(学校反省指導の期間)

第18条 保護者参観による授業反省指導の期間は、概ね3日から5日とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。

(再発防止の指導)

第19条 再発防止のために、問題行動発生日から1週間後、1ヵ月後、3ヵ月後に特別な指導を行う。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間は変更することがある。

(授業妨害)

第20条 騒ぐ・暴言・許可なく教室を退出する等で他の児童が落ち着いて学習できないようなことを行い、指導に従わない場合は、教頭・教務主任・生徒指導担当等に連絡し、教頭・教務主任・生徒指導担当等が別室で指導する。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間は変更することがある。

(規程の周知)

第21条 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会などで、直接説明を行ったり、ホームページで公開したりする。学校に来校しない保護者に対しては、必要に応じて家庭訪問を行う。

付記 この規程は平成28年4月1日より施行する。

付記 この規程は平成29年4月1日より施行する。

付記 この規程は平成30年4月1日より施行する。

付記 この規程は平成31年4月1日より施行する。

付記 この規程は令和 2年4月1日より施行する。

付記 この規程は令和 3年4月1日より施行する。

付記 この規程は令和 4年4月1日より施行する。

付記 この規程は令和 5年4月1日より施行する。

付記 この規程は令和 6年4月1日より施行する。

付記 この規程は令和 7年4月1日より施行する。